

田原本町地域公共交通活性化協議会設置規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「計画」という。)の作成及び実施に関し必要な協議及び計画の実施に係る連絡調整を行うとともに、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する協議会として設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、田原本町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、奈良県磯城郡田原本町890番地の1田原本町役場内に置く。

(協議事項等)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施するものとする。

- (1) 計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 計画の実施に関すること。
- (3) 協議会の運営に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めるもの。

(組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再選を妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 会長は、田原本町副町長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の互選によりこれを選任する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(監事及び監査)

第8条 監事は、委員の互選によりこれを選任する。

2 監事は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告しなければならない。

(会議の運営等)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理者をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 協議会の議決の方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会議の会議録等は、原則として公開する。ただし、会議録等の記載内容のうち非公開としなければならない事項については、田原本町情報公開条例(平成11年田原本町条例第22号)の規定を準用する。
- 7 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 8 緊急を要する場合又は会長が必要と認めるときは、全ての委員からの意見の聴取及び賛否の意向の確認を行うこととして、会議の開催に代えて書面の郵送又は持ち回りにより意見の聴取及び議決を行うことができる。
- 9 前項の場合においては、第2項及び第4項の規定を準用する。
- 10 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第10条 協議会で協議が整った事項については、委員はその協議結果を尊重しなければならない。

(部会及び幹事会)

第11条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に部会及び幹事会を置くことができる。

- 2 部会及び幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の事務を処理するため、田原本町町長公室企画財政課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 3 事務局長は、委員を兼ねることができる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費及び財務に関する事項)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及び諸収入をもって充てる。

- 2 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第 14 条 委員及び役員の報酬は、これを支給しない。

(協議会が解散した場合の措置)

第 15 条 協議会が解散した場合の協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 16 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成21年3月23日から施行する。

2 この規約の規定により最初に委員となった者の任期は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までとする。

附 則

この規約は、平成 21 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 5 年 6 月 30 日から施行する。

別表(第5条関係)

区 分	団体名	団体における役職名
法第6条第2項 第1号の委員	田原本町	副町長
		町長公室長
		健康福祉部長
		産業建設部長
法第6条第2項 第2号の委員	近畿日本鉄道株式会社	天理駅 駅長
	奈良交通株式会社	自動車事業本部 乗合事業部統括部長
	一般社団法人奈良県タクシー協会	専務理事
	奈良県タクシー協会磯城郡支部	代表
	公益社団法人奈良県バス協会	専務理事
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会	事務局長
法第6条第2項 第3号の委員	田原本町自治連合会	会長
	田原本町商工会	会長
	一般社団法人田原本まちづくり観光振興機構	理事
	田原本町老人クラブ連合会	会長
	田原本町地域婦人団体連絡協議会	会長
	田原本駅西地区まちづくり協議会	理事長
	国保中央病院	事務部長
	国土交通省近畿運輸局奈良運輸支局	支局長
	奈良県県土マネジメント部 リニア推進・地域交通対策課	課長
	奈良県県土マネジメント部中和土木事務所	所長
天理警察署	署長	